

# Action!

◆発行 : PEO労働組合執行部  
◆発行人 : 書記長 副田 汐美  
◆第44号 2021年12月10日

## 2021年総合生活改善・秋の取り組み 【団体交渉】

日時 : 1回目 : 2021年10月29日(金) 17:00~18:00 場所 : PEO本社  
2回目 : 2021年11月29日(月) 17:30~18:30 場所 : Web開催

参加 : 会社側 山本取締役  
労組側 亀田執行委員長 以下三役2名、統括ブロック長2名

内容 : 要求書提出

私たちPEO労働組合は「2021年総合生活改善・秋の取り組み」に関し上部団体である連合ならびに自動車総連の方針を基に、取り巻く情勢や環境を踏まえつつ、産業・企業の現状や将来について、真剣に討議し、本要求内容を決定いたしました。

## 要求内容

### 1. 一時金

家計における教育費、住宅ローンをはじめとする経済的な支出を担う度合、将来に対する備えなど、一時金の必要性に留意し、生活防衛の観点から、一時金水準の確保・向上を目指し、一時金要求を次の通りとする。

- (1) 内勤社員・PEO社員一人平均
  - ・基本給の1.3か月分とする。
- (2) 支給日
  - ・12月24日とする。

### 2. 平均賃金の引き上げ

- (1) 全組合員一人平均 4,000円(平均2.5%)の引き上げを実施すること。
- (2) 実施時期
  - ・2022年4月分給与からとする。

### 3. 長期在籍者への処遇

採用難に伴い手当が乱立している状況下の中、入社時期によつての処遇格差が生まれている、特に長期在籍者、3年以上の処遇に関して離職防止に繋がる、処遇改善を検討して頂きたい。

### 4. ワークライフ・バランスの実現に向けた取り組み

- (1) 年休取得状況と労働時間適正把握義務について。
  - ・毎月、個別取得状況を本社・支店 各安全衛生委員会にて開示すること。
  - ・長期間労働による健康障害において会社・労組への損害賠償請求を抑止するため特別条項付き36協定に基づく延長承諾を必ず、事前にとること。

- ・特別条項を付する場合には、当該の職場と労働者の実態を把握したうえで、業務改善や要員配置の変更等職場改善を含む取り組みを進めること。

(2) 実施時期

- ・2022年4月1日より適用。

## 5. 福利厚生・諸手当の改善

(1) 従業員の働き甲斐、魅力ある会社への取組みによる従業員満足度、帰属意識向上、定着向上対策について

- ・クラウド化推進

紙で行っていたものを電子化、有給残日数をWEB明細に記載、前給・給与明細・CSM等サイトの一元化

- ・家族手当の追加（PEO社員）

配偶者：月額9,000円、18歳未満の子女は1名につき月額4,500円

(2) 実施時期

- ・2022年4月分給与からとする。

## 次回、交渉結果を掲載いたします。

### PEO労働組合 福利厚生サービスについて

PEO労働組合の組合員であれば、どなたでもご利用になれるグループのスケールメリットを活かした福利厚生サービスです。

(例) ●全国約25,000件のホテル・旅館 ⇒ 最大80%OFF

●全国約700ヶ所以上の遊園地・映画館など ⇒ 最大65%OFF

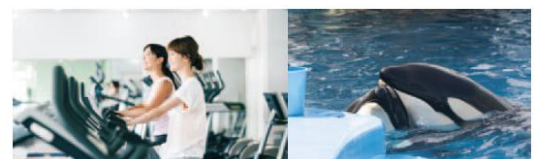
●全国約40,000店の飲食店 ⇒ 最大50%OFF

その他、育児・介護・メンタルケア、将来設計等サポートも充実しています！

#### 【利用方法】

①下記サイト又は、左記QRコードの読み込み

URL：<https://www.club-off.com/osg-union>



OSグループ労連福利厚生サービス



②ログインID：社員No.（半角数字6桁）  
初期パスワード：生年月日（数字8桁）

例) 社員No.「456789」の場合 ➡ 456789

例) 1990年1月1日の場合 ➡ 19900101

何か、お困りの事がございましたら  
各執行部へご相談下さい。

